

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK15132, 12-003

③施設の情報

名称：暁の鐘学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：宮崎 宏幸	定員（利用人数）：40名
所在地：福岡県北九州市若松区大字小竹 2291-3	
TEL：093-791-5657	ホームページ： //www.akatukinokane.com
【施設の概要】	
開設年月日 昭和27年5月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 高塔会	
職員数	常勤職員：21名 非常勤職員：3名
専門職員	（専門職の名称） 調理師 4名
	社会福祉士 1名 保育士 5名 幼稚園教諭（二種） 1名
	社会福祉主事 6名 栄養士 1名 嘱託医 1名 心理士 2名
施設・設備 の概要	（居室数） 20室 （設備等） 事務室、食堂、厨房
	職員室、静養室、心理室、 食品倉庫、被服室、実習生室 多目的ホール、駐輪場、グラウンド、 地域交流室

④理念・基本方針

理念

本施設の運営に当たる社会福祉法人高塔会の役員及び職員は、入所中の児童の養護に関しては、児童福祉法、児童憲章及び児童の権利に関する条約等関係法令の理念に照らし、常に最善の努力を尽くして児童の人権と福祉の増進に努める。

基本方針

基本理念を念頭に置き、児童養護施設運営指針を踏まえて、入所児童の最善の利益を尊重しつつ、擁護と自立(自律)を支援することで個の確立を図る。生活を通して、児童の意向やニーズの把握に努め、班担当制による小規模ケアを進めて、明るく・仲良く・楽しい家庭的な雰囲気的生活創りを目指す。

- (1) 安心感のある家庭的雰囲気の中での養育支援
- (2) 年齢に応じた日常生活や精神的な発達支援
- (3) 社会的自立に向けての生活支援
- (4) 児童の家庭状況に応じた親子関係の再統合
- (5) 地域福祉への貢献と推進

⑤施設の特徴的な取組

- 外部専門講師を招聘しての施設内研修会(障がいに関する事・等)
- 定例ボランティア団体との交流会(観光地宿泊、スキー、凧作り、餅つき等)
- 児童と職員総体による市内芸能際参加やスポーツ大会参加
- 近隣の高齢者宅へ民生児童委員との訪問活動
- 班別体験学習やフリーディ(児童自治生活)の展開
- グループホームでの少人数での家庭的な生活体験学習

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 5 月 1 日 (契約日) ~ 平成 30 年 3 月 27 日 (評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	1 回 (平成 26 年度)

⑦総評

◇特に評価の高い点

○施設運営の透明性の確保に向けた、情報公開が適切に行われています

ホームページ、広報誌、パンフレット等で、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算・決算情報、第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制整備等、施設運営の透明性の確保に資する情報発信が適切に実施されています。

○子どもの満足の向上を図るための仕組みが整備され、機能しています

子どもの満足の向上を目的とする取り組みとしては、定期的に行われている班会議、自治会活動を中心に、子どもの意見の把握・集約が行われています。そこで得られた内容は、職員会議等で分析・検討されています。その検討内容及び結果については子どもたちへの説明や食堂等に掲示するなど、適切なフィードバックがなされています。また、子どもたちの関心の高い行事関係及び嗜好調査等が定期的に行われています。

○北九州市児童養護施設協議会「以下北養協」での活動展開について

施設における養育・支援活動の内容をまとめた「DVD」を北養協と協同して作成し、研修や実習に活用したところ、多大の反響があり好評が得られています。他府県や市外の児童養護施設及び学校関係からも「DVD」を求める多くの要請がきています。また、北養協主催でのスポーツ大会(野球、バレーボール)や文化・芸能祭活動、幼児レクレーション及び交流会等、長年継続して積極的に参加しています。これらの活動を通して、困難を克服しようとする姿勢やチームワークの大切さ等多くの学びの場となり、子どもにとって大変有益な活動支援といえます。

○子どもと地域との交流を広げるための支援について

地域との関わり方について、施設としての基本的な考え方を、事業計画に「地域との交流」「地域福祉の貢献」と位置づけています。地域の行事等を通じて職員と子どもは近隣住民や学校との連携・活動等、日常的なコミュニケーションに心がけた交流・支援が行われています。また、近隣の高齢者宅へ民生委員・児童委員との訪問活動の支援を通じて、近隣住民との交流の輪が広がっています。

○食生活について

食堂が施設の中心に位置し、集会や学習に使用しているホール部分と一体となっており、広く明るく清潔です。食卓の各テーブルには花が飾られ、居間のように皆が安心して過ごせる暖かい雰囲気です。茶機が食堂に設置されており、いつでも温かいお茶が飲めるように配慮がされています。子どもが食習慣の習得やマナーを身につけられるような支援方法は業務手順書に盛り込まれ、具体的には一緒にテーブルを囲む職員により子どもの身につくように支援がされています。メニューを決め、食材の準備をする買い物から調理し、後片づけをする一連の調理実習の取り組みが行われています。

○医療機関との連携及び健康の管理と適切な対応について

看護師を中心に、嘱託医や専門医療機関と連携して子どもの健康管理に努めています。医薬品は適切に保管され、服薬管理については、誤薬のないように、職員と看護師によりダブルチェックが行われています。感染症や流行が予測される疾病について、看護師により作成された「保健だより」を用いて、毎月の職員会議で全職員に周知され衛生管理に努めています。

◇改善を求められる点

○中・長期計画及び単年度事業計画の策定について

現状の中・長期計画、単年度事業計画は、収支計画や数値目標への記述が認められません。実施状況の評価を行えるためにも、数値目標や収支計画の策定が望まれます。

○総合的な人事管理について

総合的な人事理念や基準が明確にされていません。施設の実状にあった総合的な人事管理体制の構築が望まれます。

○子どもがボランティアになる視点とマニュアル整備について

近年の高齢化世帯の増加にともなって、近隣の高齢者宅や施設等へ子どもの訪問活動等が顕著な傾向があり、子どもがボランティアになる視点やその必要性を示唆しています。当園でも民生委員・児童委員や職員の支援を受け、子どもたちの訪問活動が行われていますが、今後の課題としてマニュアル等の整備が望まれます。

○研修計画の評価と見直しについて

研修計画の評価と見直しに関して不十分な状況が見られ、今後の課題となっています。教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映する取り組みが望まれます。

○アセスメント手法の確立について

現状において、アセスメント手法が確立されていません。アセスメントは、子どもの身体状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。工夫改善が望まれます。

○小規模グループでの養育について

職員体制などの状況もあり、2ユニットのグループホームは十分に活用されていません。グループホームでのより家庭的な環境を整え、子供がより安心と安全を感じるための改善と工夫を求めます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度、第三者評価を受審したことにより法人施設役職員一同新たな視点や取組を得られるよい研鑽となりました。社会的養育を担う法人・施設の運営・管理等の再確認や今後の課題等を、整理する機会ともなりました。

結果を真摯に受け止めて法人・施設の理念や方針のもと、改善に取り組み内部・外部評価を活用して、法人・施設運営管理の充実に努めます。

関係機関とも更に連携し、子どもの最善の利益確保推進を図り、子どもと職員協働のよりよい施設創りを進めていきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○理念や基本方針については、施設内掲示、広報誌、パンフレット、ホームページ等で明文化が図られています。また、法人・施設が実施する養育・支援の内容や、法人・施設の使命や目指す方向、考え方が盛り込まれています。職員周知については、事業計画の配布及び会議や研修会での説明等で、周知が図られています。 ○子どもや保護者への周知は、入所時点での説明にとどまっています。わかりやすく説明した資料を作成するなど、周知方法の検討が望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○児童養護施設協議会(全国、県)や北九州市児童養護施設協議会(北養協)での情報交流、情報交換を通じて、施設経営をとりまく環境と経営状況等の把握・分析等が行なわれています。 ○地域での子どもに関する特徴・変化等の把握に関して、民生委員・児童委員や要保護児童対策協議会(要対協)との関係性をより深めていく取組みを期待します。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○経営環境や経営課題については、毎月の行政機関への報告や収支状況が把握されています。経営課題等については、理事会での共有がなされ、主幹会議や職員会議等において職員周知が図られ具体化に向けた取組みが行われています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）は、法人の事業計画に明記されています。</p> <p>○中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっています。</p> <p>年度末に、法人理事会、主幹会議、職員会議等で必要に応じて見直しが行われています。</p> <p>○現状の中・長期計画は、収支計画や数値目標への記述が認められません。実施状況の評価を行えるためにも、数値目標や収支計画の策定が望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画は、「事業計画実施要項」に基づき法人（高搭会）の事業計画と施設の事業計画が策定されています。事業計画は、中・長期計画の内容を反映させ重点事項を定める等、事業内容が具体的に示されています。また、「事業計画実施要項」は各年度毎に施設が抱える広範な課題に対して、指針や具体化へむけた内容を示すものとなっています。</p> <p>○現状の事業計画は、収支計画や数値化へむけた記述が見られません。実施状況の評価を行えるためにも数値化等、できる限り定量的な分析が可能であることが求められています。数値化へ向けた事業計画の策定を期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画は、「事業計画策定要項」にもとづき職員の参画・理解のもとで策定され、理事会や主幹会議、職員会議等で周知徹底が図られています。</p> <p>○事業計画の見直しは、理事会や主幹会議、職員会議等で定期、随時に見直しが行われています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p><コメント></p> <p>○子どもや保護者等にたいして、事業計画の周知方法（配布、掲示、説明等）に課題が見られます。事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫が望まれます。（班会議や自治委員会の活用を図る等）</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の質の向上に関する児童への具体的な支援としては、班会議、委員会、クラブ活動等、事業計画に位置づけて実施されています。日常的な面では班会議、児童自治会等で問題提起された課題は臨機に対応されています。その他、課題の内容によっては、養育支援会議等で検討する体制が機能し、職員間で共有が図られています。</p> <p>○施設内文書の「児童の養育・支援ガイドライン」や「心理マニュアル」に、養育支援に関する具体的な指針やルール・手順等、特に配慮する点に関する詳細がまとめられています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○自己評価、第三者評価等の結果については、改善課題を明確にし、養育支援会議、主幹・職員会議等で検討し課題の共有化が図られています。職員の参画のもとでの改善策や改善計画を策定する仕組みが機能し、事業計画等に反映させる取り組みが行われています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○管理規程、職務分掌等や「施設長について」等で文書化を行い、自らの役割と責任について、職員に対して会議や研修の場で表明しています。</p> <p>○北九州市児童養護施設協議会(北養協)の事務局活動を職員と共に積極的に担い、児童養護施設間の交流や課題解決へ向けた情報交換等に当たられています。</p> <p>○広報誌(あかつきだより)、ホームページ等で、施設の活動内容の紹介や施設長の施設運営における基本的な考え方等の情報発信を行っています。</p> <p>○不在時の権限委任等で関連文書に、やや不明確な点が見られます。平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、職務分掌及び管理規程との整合を図られることが望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は、施設として遵守しなければならない基本的な関連法令や、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に積極的に参加し、把握・理解するための取り組みを行っています。また、職員会議等において、特に子どもや職員の安全・健康保持等への啓発活動を推進し、法令遵守等の周知・徹底を図っています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援会議等で養育・支援の質の課題を把握し、施設内に具体的な体制(職員会議、ケース検討会議、班、委員会等)を構築し、自らもその活動に積極的に参画しています。また、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っています。</p> <p>○養育・支援のベースとなる、「児童の養育・支援ガイドライン、保育要項、心理」等のマニュアル類を整備し、質の向上及び専門性の向上を図る取り組みを推進しています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、職員との協議や委員会組織等で、経営や業務の改善等に関して、共有意識を形成し人員配置、職員の働きやすい環境整備、経費節減等の具体化を図る取り組みを行っています。</p> <p>○外部研修等に職員の積極参加を促し、離職を発生させないための「コミュニケーションアップ」等の取り組みを推進しています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○福祉人材の確保と育成に関する指針については、事業計画実施要項、管理規程に明記し人材の確保・定着に向けて具体化を図っています。また、人材の確保・定着の趣旨を掲げた文書「施設長視点」を作成し、職員理解を得る取り組みを行っています。</p> <p>○北養協で、施設における養育支援活動の内容をまとめた「DVD」を作成し、児童養護施設主任クラスの研修で活用したところ、実習生や他の市・県外の施設からも反響があり好評を得ました。そのことは、施設のPR活動はもとより、人材確保にも結びつける結果となっています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>○就業規則、管理規程、職員倫理規程、職員倫理規定に基づく行動指針等で、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」が明確に示されています。職員一人ひとりの個人面談は、定期的実施されています。</p> <p>○総合的な人事理念や基準が明確化されていません。施設の実状にあった総合的な人事管理体制の構築が望まれます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	c
<p><コメント></p> <p>○職員処遇の充実等については、事業計画の重点目標の一つとして位置づけ、具体的な取組が行なわれています。(年次有給休暇取得促進、健康面への配慮等によるリフレッシュ効果等)また、定期的に職員との個別面談の機会を設け、職員の就業状況や意向の把握等を行っています。</p> <p>○総合的な福利厚生への取り組みは検討段階で未整備な状況です。職員のワーク・ライフバランスに配慮した総合的な、福利厚生施策等の具体化が望まれます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画や事業計画及び施設内文書「職員倫理規定」等施設として「期待する職員像」を明確にし、徹底を図る取り組みを行っています。</p> <p>○職員一人ひとりの育成に向けた取組としては、年初に「児童養護施設に勤める職員として」と題した目標・行動計画表が提出されています。目標達成状況の確認等は、年度末に施設長の面談を通じて行われています。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画で職員の教育・研修に関する基本方針や計画等が示され、事業計画で実施等が報告されています。施設内研修や外部からの講師による研修も積極的に取り組んでいます。また、外部研修後の伝達研修を通じて、職員間での研修内容の共有化が図られています。</p> <p>○研修計画の評価と見直しに関して不十分な状況が見られ、今後の課題となっています。教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映する取り組みが望まれます。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>○新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した研修計画が策定され、職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されています。</p> <p>○外部研修に関する情報提供や、柔軟な勤務シフト体制等、職員が研修に参加しやすい職場環境づくりに配慮されています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>○実習生受入れに関するマニュアルの作成やプログラム等の受入れ体制の整備を行い、学校側と連携して積極的に実施されています。</p> <p>○実習生の受入れは、大学、短大、専門学校等の保育士を主体とする体験実習が実施されています。施設紹介DVDや資料を作成し、施設実習を通して養護施設への理解と認識を深めるための取り組みを行っています。</p> <p>○養育里親認定研修における養育実習の受入れが実施されています。(要保護児童に関する理解及びケアの取得) また、本研修の結果を受けて、里親サロンや一日里親等への拡がりを見せ、施設ボランティア活動へと繋がるケースも見られます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○ホームページ、広報誌、パンフレット等で、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報、第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制等、施設運営の透明性の確保に向けた、情報公開が適切に行なわれています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○外部監査は実施されていません。外部の専門家(公認会計士や税理士)によるチェックやアドバイスを通じて、施設運営の改善や透明性の確保に結びつけていく取り組みを期待します。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○地域との関わり方について、施設としての基本的な考え方を、事業計画に「地域との交流」「地域福祉の貢献」と位置づけ、地域の行事等を通じて職員と子どもは近隣住民や学校との連携・活動等、日常的なコミュニケーションに心がけた交流・支援が行われています。</p> <p>○近隣の高齢者宅へ民生委員・児童委員との訪問活動を通じて、施設や子どもたちと近隣住民との交流の輪が広がっています。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○ボランティア受入れ体制及び関連マニュアルの整備を行い、多彩な内容のボランティアを受け入れています。(学習支援、散髪、餅つき大会、クリスマス等)また、定例ボランティア団体との交流会等が開催され、(観光地宿泊、スキー、凧つくり)等、ボランティアによる積極的な支援が展開されています。</p> <p>○近年の高齢化世帯の増加にともなって、近隣の高齢者宅や施設等への訪問活動等が顕著な傾向があり、子どもがボランティアになる視点やその必要性を示唆しています。当園では民生委員・児童委員や職員の支援のもと子どもたちの訪問活動が行われていますが、今後の課題としてマニュアル整備等が望まれます。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○地域でのネットワーク化が構築され、関係機関・団体と定期的な連絡会等が実施されています。連携状況については、職員会議・ケース検討会等で情報の共有が確認できます。また、北九州市児童養護施設協議会(北九州市内の6児童養護施設)関連の連携活動は、活発に展開されています。(野球、バレーボールや演芸等の交流)</p> <p>○個々の子どもの状況に対応できる社会資源のリストや資料を作成し、職員間で共有されています。(関係連絡先一覧等)</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>○地域交流室(別棟)があり、民生委員・児童委員の会議等に利用されています。</p> <p>○地域の小学校の避難訓練の際、施設が避難場所としての活用や、小学校の要請で車両等の貸し出しが行われる等、地域連携が図られています。</p> <p>○地域住民の生活に役立つ後援会や研修会等の施設利用に関して、地域に向けた情報発信等の積極的な働きかけには至っていません。今後は、住民が自由に参加できる多様な支援活動の更なる展開を期待します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○町内会に加入、市政だより、回覧板の回覧等で地域とのコミュニケーションを図り、日常的な地域福祉ニーズの把握に努められています。</p> <p>○民生委員・児童委員や要保護児童地域対策連絡協議会(要対協)との連携のもと地域の具体的な福祉ニーズや情報の把握に努めています。</p> <p>○餅つき行事の関連で、民生委員・児童委員の方と子どもたちで餅を、地域の高齢者宅に巡回し届ける活動を行っています。</p> <p>○地域住民や子育て支援での相談事業やショートステイ、トワイライトステイ事業等への取り組みが実施されていません。日常的な養育・支援の実施を通じて、養育困難な子どもの対応や支援等、社会的養護施設のもつ専門的なノウハウを活かす事業や活動が望まれています。ご検討ください。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○理念、基本方針、運営管理規定、職員倫理規程、事業計画等に子どもを尊重した養育・支援の実施について明示され、会議、研修等を通じて職員周知が図られています。</p> <p>○子どもを尊重した養育・支援の実施に関して、「児童の養育・自立支援ガイドライン」「保育要項」ほか、関連マニュアル類、業務手順書等が整備されています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どものプライバシー保護については、「職員倫理規程」、「職員倫理規程に基づく行動指針」に職員の遵守事項や指針と内容について明記されています。また、「児童の養育・自立支援ガイドライン」ほか関連マニュアル類、心理対応マニュアル、業務手順書等で子どもや保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する具体的な内容や対応について詳述されています。職員はその内容の具体化について、会議研修等で理解・周知が図られています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の内容は、ホームページや、パンフレット、広報誌等で情報提供が行われています。施設入所に当たっては保護者や子どもについては、「生活のしおり」等を用いて個別に丁寧な説明があり、養育・支援に必要な情報が積極的に提供されています。また、希望があれば施設見学にも対応しています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設入所にあたっては、業務手順書にもとづいて所定の手続きが行われています。その際、児童への配慮する点等の具体的な事柄や内容について、子どもや保護者等に説明が行われています。</p> <p>○養育・支援の開始・過程においても、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、施設が定めた様式文書（手順書、生活のしおり、同意書等）で同意を得る取り組みが行われています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○措置変更や地域・家庭への移行等にあたっては、家庭支援専門員相談員を中心に進められ、関係者によるケース会議等で検討されています。退所した後も養育・支援の継続性に配慮した対応や記録等の取り組みが行われています。</p>		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組みを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの満足の向上を目的とする取り組みとしては、定期的実施されている班会議、児童自治会等を中心に子どもの意見の把握・集約が行われています。そこで得られた内容については、職員会議等で分析・検討されています。子どもたちへの説明や食堂等に掲示するなど、適切なフィードバックがなされています。また、子どもたちの関心の高い行事関係及び嗜好調査等が定期的実施されています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備され周知が図られています。（ホームページ、施設内掲示）</p> <p>○日常的には、班会議、児童自治会で子どもたちの意見等の把握・集約図られています。そこで得られた意見・提案等については、職員会議等で検討され適切な支援が行われています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設全体の取り組みとしては、班会議や自治会及びアンケート等を通じて、子どもが相談や意見を述べやすい環境を整えるなどの支援が行われ、周知方法についても具体化が図られています。また、相談しやすいスペース（心理療法室、地域交流室等）が確保されています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮した個別支援に努めています。</p> <p>○子どもからの相談や意見は、施設で定めた「対応マニュアル」に沿って、組織的な対応及び支援が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの安全・安心な生活を脅かすリスクの把握と安全確保の具体策に関しては、「リスクマネジメント実施規程」や、手順（対応マニュアル）等が整備されています。それらの適切な運用で安全確保・事故防止に関する体制が構築されています。</p> <p>○整備委員会を設けて、施設内における危険箇所の点検・整備等、日常的な安全確保についての取り組みが行われています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○看護師を中心とした感染症の予防と発生時等の「対応マニュアル（症例別）」が作成され、職員に周知徹底が行なわれています。また、感染症予防研修会等で得た知識や技術を、毎月の職員会議で「保健だより」をもとに、実技面も含めた勉強会が定期的実施されています。その他、子ども向けのポスターなどを掲示し、感染予防に取り組んでいます。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組として、ハード・ソフト面からの取組を積極的に行っています。</p> <p>○防災避難計画や非常災害時対応マニュアル、緊急連絡網の整備等をもとに、災害等に備えた訓練及び事前準備・事前対策が講じられています。</p> <p>○非常災害用の食料や飲料水及び備品等については、管理者が決められ地域交流室（別棟）に整備されています。（備蓄リスト）</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>○養育支援の標準的な実施方法として、養育支援マニュアルや業務手順書等に文書化され、日常的に活用されています。標準的な実施方法は、職員会議や研修会等で共有化が図られ、周知徹底が行われています。（養育支援関連、心理、保育マニュアル、業務手順書等）</p> <p>○養育支援マニュアル等は、子どもの尊重・プライバシー保護・権利擁護に関する姿勢及び具体的な支援を実施する場合の配慮等が明記されています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○養育支援の標準的な実施方法（養育支援関連、心理、保育マニュアル、業務手順書等）の整備が実施され、職員が共通の認識を持って、養育支援の水準の維持に努めています。</p> <p>○養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関しては不十分な取組みといえます。定期的な見直しや、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかをチェックする体制整備が望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	c
<p><コメント></p> <p>○児童相談所からの諸記録（入所時）をもとに、児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映する取組みが行われています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。計画の策定に当たっては、責任者を定め、関係者間で養育支援に関する検討を行い自立支援計画が作成されています。（自立支援計画策定作成要綱）</p> <p>○現状において、アセスメント手法が確立されていません。アセスメントは、子どもの身体状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。工夫改善が望まれます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画書の評価・見直しは、「自立支援計画策定作成要綱」に則り、定期的に職員会議、ケース会議等で実施されています。なお、計画の見直しは、一応の目安を6ヶ月程度としていますが、子どもの成長・発達・状況・状態に応じて適宜見直しされています。緊急の見直しについても、関係職員の共有化を図りながら見直しが実施されています。</p> <p>○アセスメントに基づいた自立支援計画書の評価・見直しを望みます。</p>		

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの身体状況や生活状況の記録等は、施設が定めた統一した様式によって適切に把握し記録されています。(養育支援記録、ケース記録。保育記録等)</p> <p>○自立支援計画及び、ケース記録等の記録については、施設で設けた独自の「記録要領」が策定され、記録方法の標準化が図られています。</p> <p>○情報漏洩の防止に関しては、各規程(就業規則や個人情報管理規定、文書管理規定)等で情報管理体制の仕組みが構築されています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○子どもに関する記録の保管、保存、廃棄、情報の提供等については、関連規程(就業規則や個人情報管理規定、文書管理規定等)が定められ、情報管理体制の仕組みが構築されています。それらの規程は会議、研修を通じて職員への周知や徹底が図られています。</p> <p>○個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等への説明等は不十分な状況といえます。この点について分かりやすい説明や文書の作成等、更なる工夫、改善が望まれます。</p>		

内容評価基準 (41 項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A① 46	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
<p><コメント></p> <p>○毎月実施している班会議では子どもが職員と共に話し合う機会が確保されており、子どもからの意見や要望への検討結果が、子どもが目にするように食堂に掲示されています。</p> <p>○職員が資質を高めることを検証する仕組みを工夫し、子どもの最善の利益を図るため取り組みを期待します。</p>		
A② 47	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
<p><コメント></p> <p>○児童相談所との協議の上で、子どもの発達段階や希望を考慮して、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況が伝えられています。</p> <p>○ライフストーリーワーク(出生から日々を整理し、受けとめ、未来に目を向けていくこと)に向けて、組織全体でのこれからの取組に期待します。</p>		

A-1-(2) 権利についての説明		
A③ 48	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	c
<p><コメント></p> <p>○子どもに権利ノートが配布され児童相談所担当者や職員から権利の説明がされていますが、毎月実施されている子どもが参加する班会議の機会等を利用し、定期的に新しくなった権利ノートを有効に活用して説明するなど、子どもに十分伝わるような取り組みが望まれます。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④ 49	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○2～4名の子どもで構成された班や、買い物や外出などで職員が個別的にふれあうように努めています。</p> <p>○プログラムを作成し一泊2に日の訓練キャンプが小学校1年生以上からの全員参加で実施されており、協力し合い他者を尊重する取り組みが行われています。</p> <p>○共に暮らす障がいのある子どもに対する思いやりや助け合う気持ちなど、子どもたちで十分話し合える機会を設け、共生に向けた支援が行われています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤ 50	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めするような行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>○管理規定・就業規則・職員理倫理規定に基づく行動指針に体罰の禁止が、就業規則に処罰について明記されています、被措置児童等虐待対応について、職員への周知が徹底されています。</p>		
A⑥ 51	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○人権擁護、人権侵害の防止のための点検事項（チェックシート）を、年2回職員自らが記入し振り返り、施設長や基幹職員により、疑問（例おさえつけなど）に答えたり話をする機会が設けられ、不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組まれています。</p> <p>○子どもに向けて、周知や自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けることも望みます。</p>		
A⑦ 52	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応には、マニュアルを整備して取り組まれています。</p> <p>○子どもに向けての資料の配布や説明・掲示など、自ら訴えることのできる環境づくりに取り組まれることを望みます。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧ 53	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○管理規定の中には、信条による差別的扱いをしてはならないことが明記され、子どもや保護者等の思想や信教の自由を妨げることはされていません。</p> <p>○子どもの思想・信教の自由について、話し合いをする機会を持つことや、今後に向けては異なる文化や信教による礼拝が日々の生活に関わることも想定して、取り組みを進められることを期待します。</p>		

A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨ 54	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所に際しては、「生活のしおり」から説明することを、担当する職員と主任職員が一緒に行い、準備のための衣類購入を一緒に外出するなど、子どもの分離不安を軽減し、信頼関係の構築に努めています。</p> <p>○入所前後の不安を軽減する工夫が、幼児・学童・保護者別に環境・対応・説明について示された心理マニュアルが作成されており、閲覧が可能なように職員室に置かれ共有しています。手順については整備し定期的な見直しが必要です。</p>		
A⑩ 55	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの意向や要望、生活における課題が班会議や自治会活動、職員との個別の関わりの中でくみ取られています。</p> <p>○職員と子どもが共に考え、仕組みを検証し、生活改善に向けて取り組んでいくことを望みます。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪ 56	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○年末年始や盆など、起床時間や就寝時間・食事の時間に配慮がされ、ゆるやかに過ごせるように支援がされています。</p> <p>○子どもたちが主体的に考え生活できるように、意見を出しやすい班会議や自治会活動に取り組まれています。子どもが自らの生活を主体的に考え営めるように、これからの積極的な取り組みに期待します。</p>		
A⑫ 57	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの発達に応じて、子どもが自分でこづかい帳をつけ、計画的にお金を使うことや、一人で買い物をするなど、金銭の管理が身につく支援が行われています。</p> <p>○小規模化に伴い、自立を控えた子どもに、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを導入し取り組まれることを期待します。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬ 58	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○家庭復帰相談から家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め、家庭支援専門員相談業務綴やアフターケア記録が整えられています。</p> <p>○継続した家庭復帰後の子どもと保護者へのサポートが行われる家庭支援専門相談員を中心としたシステムの構築を望みます。</p>		

A⑭ 59	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○現在は措置継続や措置延長を利用している該当者はいませんが、措置継続して支援をされた実績があります。</p> <p>○子どもの可能性の実現のために措置継続や措置延長の制度を活用し、独自の奨学金等の創設など積極的な取り組みを期待します。</p>		
A⑮ 60	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○「リービングケア・アフターケア」の施設内研修を実施するなど子どもが安定した社会生活を送ることができるように取り組まれています。</p> <p>○家庭支援専門相談員をバックアップする施設としてのシステムが必要です。退所後の子どもがいつでも相談できる具体的な支援体制の充実を望みます。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯ 61	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所前・入所後・入所中・退所と時期別に関わり方や問題行動のケア等についてまとめられた心理対応マニュアルが作成されています。心理対応マニュアルの活用と、これからの心理士を交えての子どもの言動や感情の変化などを理解する取り組みに期待します。</p>		
A⑰ 62	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの意思を尊重し子どもからの意見も入れ、ゆるやかに過ごせるように、年末年始や盆などに、柔軟な対応がされています。</p> <p>○職員と子どもが個別に触れ合う時間を確保して信頼関係を構築し、より子どもが充実感を感じる取り組みを望みます。</p>		
A⑱ 63	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○班会議や自治委員会に取り組み、職員と子どもが話し合いの場を持ち、生活環境の改善を子どもが自ら考えることを支援しています。</p> <p>○勤務体制や職員配置に工夫し様々な子どもに即した支援体制の確立に期待します。</p>		
A⑲ 64	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○日常生活の中や、班会議や自治委員会での子どもとの話し合いから、子どものニーズを把握することに努めています。</p> <p>○定期的なボランティア団体による学習や遊びの機会が設けられています。</p>		

A⑳ 65	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもたちが自ら作成している新聞「あかつきだより」には、食事のマナーなどが記載され掲示されています。</p> <p>○子どもたちが部屋の片づけ方を話し合い行うことや、道路の清掃活動を行うなど、基本的な生活習慣を確立し、社会常識や社会規範の習得の機会を設けています。適切な支援の継続的な取り組みに期待します。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑ 66	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○食堂は施設の中心に位置し、集会や学習に使用しているホール部分と一体となっており、広く明るく清潔です。食卓の各テーブルには花が飾られ、居間のように皆が安心して過ごせる暖かい雰囲気です。</p> <p>○食事の時間が遅くなる子どもには、冷蔵庫や電子レンジを利用して適温の食事が提供されています。茶機が食堂に設置され、いつでも温かいお茶が飲めるように配慮がされています。</p>		
A㉒ 67	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <p>○年2回の嗜好調査が実施され、献立に反映されています。必要な摂取カロリー別の食事が提供されています。アレルギーや疾病にも配慮した食事が給食会議で、話し合われて提供されています。</p> <p>○グループホームの機能を生かした食事の提供とその献立の振り返りに期待します。</p>		
A㉓ 68	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
<p><コメント></p> <p>○食習慣の習得やマナーを身につけられるような支援方法が業務手順書に盛り込まれています。具体的には一緒にテーブルを囲む職員により子どもの身につくような支援がされています。</p> <p>○メニューを決め、食材を準備する買い物から、調理し、後片づけをする一連の調理実習の取り組みが行われています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉔ 69	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○全員が自分で自己表現できるように、年2回の衣類の購入では幼児へも、選択できるように職員から支援の配慮がされ、自分の好みの衣服を選択して購入されています。衣服は常に清潔で季節に合ったものを着用する支援がされています。</p> <p>○衣類は各居室の自分のタンスと、季節以外の衣服は被服室にそれぞれの子どもが整理して保管するスペースが設けられ柔軟な対応がされています。場面に合わせた選択・整理・保管など適切な衣習慣を習得するための支援に期待します。</p>		

A-2-(4) 住生活		
A⑳ 70	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設内外は清掃されており、花が飾られるなど温かい環境が整えられています。居室は各自のタンスや収納棚を利用して整理し、掃除がされ、清潔に過ごせるように支援がされています。</p> <p>○トイレや洗面所は、清潔であり、幼児の写真を貼る工夫をして、その前のスペースで歯を磨くことが習慣づいています。</p> <p>○整備が難しい箇所もありますが、工夫して、子どもが大切にされていると感じられる住環境であることを望みます。</p>		
A㉑ 71	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となっている。	c
<p><コメント></p> <p>○居室は、主に受験を控えた中学3年生は個室になるように配置するなど配慮され、相部屋では希望した子どもに布を使用して個人のスペースとしての空間が確保されています。</p> <p>○職員体制などの状況もあり、2ユニットのグループホームは十分に活用されていません。グループホームが活用され、子供がより安心と安全を感じるための改善と工夫を求めます。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉒ 72	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの衛生面や健康面については、看護師と連携して支援が行われています。毎日の報告を受けた看護師から本人・宿直の職員に確認がされ、医療機関と連携することが行われています。対応は看護日誌に記録され、職員で情報が共有されています。</p> <p>○安全に過ごせるように防犯カメラやカーブミラーが危険個所には設置され、建物の点検や検査が計画的に行われています。</p> <p>○子どもが危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援に手順を作成し取り組まれることを希望します。</p>		
A㉓ 73	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○看護師を中心に、嘱託医や専門医療機関と連携して子どもの健康管理に努めています。</p> <p>○医薬品は適切に保管され、服薬管理については、誤薬のないように、職員と看護師によりダブルチェックが行われています。</p> <p>○感染症や流行が予測される疾病について、看護師により作成された「保健だより」を用いて、毎月の職員会議で全職員に周知され衛生管理に努めています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉔ 74	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>○看護師から子どもの年齢に応じて選んだ図書の貸出しや、適切な図書を一緒に読んで話すことで、性の知識や体と心を守ることが伝える取り組みがあります。職員へのチェックリストを用いることで、それぞれの許容度の違いを共有した支援がされています。</p> <p>○今後は心理士も加わり多職種が連携して、いのちの教育としての性に関する教育に取り組まれることを期待します。</p>		

A-2-(7) 自己領域の確保		
A③① 75	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
<p><コメント></p> <p>○自分の机やタンス、整理棚に自分のものを収納し、整理するように支援がされています。子供たちは、洗顔フォームや洗濯洗剤など好みの物を使用することができます。</p> <p>○食器など日用品のすべてを個別化することまではできていません。子どもが自分の好みの日用品を個人で使えるように今後の取り組みを望みます。</p>		
A③① 76	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	c
<p><コメント></p> <p>○成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるように取り組まれていましたが、現在は中途の状況です。体制を整えて、子ども一人ひとりが自分のアルバムを所持し、成長の過程を振り返ることができ、アルバムを担当する職員と一緒に振り返ることで子どもの生い立ちの整理につながるように取り組まれることを望みます。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③② 77	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの行動上の問題が起こった時には、その場で対応し、ケース会議や主幹会議等で話し合わせ、児童相談所と連携して取り組まれています。障がい特性に配慮することの施設内研修が実施され、行動上の問題行動に対するケアの対応はマニュアル化し観察ポイントで行動上の問題が軽減するように努めています。</p> <p>○心理職との面接の活用や、子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題への対応を組織として確立し、施設全体で取り組んでいかれることを望みます。</p>		
A③③ 78	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○子ども間の暴力、いじめ、差別などが発生しないように、生活のグループ編成や居室の子どもの構成に配慮し、子どもだけで密室とならないよう生活のなかで配慮がされています。</p> <p>○外部研修を活用し、職員の信頼関係を構築・保つように研鑽され、子どもがそれを感じ取れるように努めていますが、子ども間の暴力やいじめ、差別など大きな問題があった時に備えて、施設全体で取り組む体制を備えておくことを求めます。</p>		
A③④ 79	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
<p><コメント></p> <p>○保護者からの強引な引き取りから子どもの安全を確保するため、児童相談所や警察との連携が図られています。</p> <p>○強引な引取りのための対応については、保護者電話受付マニュアルや不審者の対応マニュアルが整備されていますが、周知の徹底や、子どもに配慮した緊急な館内放送内容を取り決め実際に訓練を行うなど、子どもの安全が確保できるように取り組まれることを望みます。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑤ 80	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○別棟で心理療法室が設けられ、心理的ケアが必要な子どもに心理的な支援が行われています。</p> <p>○心理士の心理支援プログラムが養育支援に生かされ、職員との連携による子どもへの心理的支援のこれからの充実に期待します。</p>		

A③⑥ 81	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○職員が教え方を学び、子どもの学力が向上するように個別に学習支援が行われ、その学習結果が共有されています。</p> <p>○学習ボランティアや学習塾が活用され、特別支援学級や障がい特性に応じた短時間通園の利用が支援されています。</p> <p>○子どもが自主的に学習に取り組めるような環境づくりや、学習支援体制の充実に期待します。</p>		
A③⑦ 82	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの進路については、子どもの状況に応じて早い時期に、適性や可能性が生かされる進路が決定できるように子どもとの話し合いが持たれています。小学生は幅の広い職業の方から話を聞くキャリア教育に参加しています。</p> <p>○進学を希望する子どもへの奨学金の説明や紹介、措置継続して社会経験を積む支援がされています。</p> <p>○進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応するための体制づくりに期待します。</p>		
A③⑧ 83	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職場実習については、中・高校生は学校を通じて機会を持っています。職場体験については、近隣の商店街を巻き込み商店街全体で、子どもの職場の体験を行うことが話し合われています。</p> <p>○将来に向けて子どもが社会経験を拡大し進路の自己決定にも幅広く選択肢が広がることを希望します。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨ 84	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○家族関係の調整は、児童相談所と連携して家庭支援専門相談員が取り組んでいます。行事のお知らせや学校での子どもの作品を外出や面会の機会に家族に渡すなど、家族と子どもの良好な関係づくりに向けた支援がされています。</p> <p>○家庭支援専門相談員が主となり、家族との信頼関係をもち、家族からの相談に応じるための充実した施設全体の体制の確立を望みます。</p>		

A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④① 85	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○家庭支援専門相談員を窓口として、児童相談所と連携しての親子関係再構築・家族支援に取り組まれています。</p> <p>○親子関係が円滑に再構築されるように、支援体制の充実と強化を望みます。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④① 86	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長・基幹職員を中心に連携して子どもの養育支援に努めており、業務に即して施設長や基幹職員による助言が行われ、ケース会議等でも職員が相互に助言するなど話し合われています。</p> <p>○心理士の協力を得ることにより、スーパービジョンの体制の充実を図り、自己発見・自己成長・気づきを得る機会として、さらに充実した取り組みとなることを期待します。</p>		